

船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年6月1日 02時00分ごろ
発生場所	東京都小笠原村硫黄島東方沖 硫黄島飛行場灯台から真方位078°427海里付近 （概位 北緯26°18.0′ 東経149°01.0′）
インシデントの概要	漁船第十一 ^{てん} 照丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一照丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KO2-6911（漁船登録番号）、有限会社照丸水産
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約2.4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか7人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、漁場に向けて航行中、主機から異音が生じたので、主機を停止し、状況を聞いた機関修理業者から主機を運転しないように助言を受け、来援した作業船により銚子港にえい航された。 本船は、本インシデント後、主機の開放点検が行われ、6番シリンダの吸気弁弁傘部が欠損し、同シリンダのピストン頂部の破損及びシリンダライナの擦過傷等が認められた。
分析	本船は、硫黄島東方沖を漁場に向けて航行中、主機の6番シリンダの吸気弁弁傘部が欠損したことから、欠けた弁傘部の破片が同シリンダのピストン頂部に落下し、シリンダヘッドとの間で狭撃され、ピストン頂部の破損及びシリンダライナの擦過傷等を生じ、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、吸気弁弁傘部が欠損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、硫黄島東方沖を漁場に向けて航行中、主機の6番シリンダの吸気弁弁傘部が欠損したため、欠けた弁傘部の破片が同シリンダのピストン頂部に落下し、シリンダヘッドとの間で狭撃され、ピストン頂部の破損及びシリンダライナの擦過傷等を生じ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考え

	られる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機は、定期的にシリンダカバーを開放し、吸気弁等を点検して異常があれば交換すること。